

32 買い物弱者、経済的弱者への食品アクセスの確保

【令和6年度予算概算要求額 4,403（153）百万円の内数】

<対策のポイント>

地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制の構築を支援するとともに、地域で活動するフードバンクやこども食堂等の食品アクセス支援団体の活動、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築、フードバンク等を通じた食品ロスの削減等を支援します。

<政策目標>

- 食品アクセス確保に取り組む地域の創出（100地域〔2028年度まで〕）
- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t〔2030年度まで〕）

<事業の全体像>

①食品アクセス確保対策推進事業【200（－）百万円】

1. 地域における食品アクセス確保の推進

地域の食に関する関係者が連携する体制を構築し（協議会の設置に加え、コーディネーターの配置を支援）、地域における食品アクセスに関する現状・課題を調査し、課題解決に向けた計画を策定・実行する取組を支援します。

2. 地域における食品アクセス確保の取組へのサポート

相談窓口の設置等のサポートにより、地域における食品アクセス確保のための体制構築を支援するとともに、優良事例の発信により、食品アクセス確保のための取組の全国的な普及を推進します。

②食品アクセス支援団体活動支援事業【1,000（－）百万円】

地域での食料の提供を担う食品アクセス支援団体（フードバンク、こども食堂等既存の団体のうち、特に食品アクセス困難者への支援を行うもののほか、農業協同組合や社会福祉協議会など。新規の団体を含む。）の以下の取組を支援します。

- <新規の団体> 団体の設立及び活動の検討、設立に際して必要な新規雇用、規格外の生鮮食品などの未利用食品の流通体制の構築 等
- <既存の団体> 団体の食品取扱量を拡大するために必要な新規雇用、規格外の生鮮食品などの未利用食品の流通体制の強化 等

③食品ロス削減総合対策事業【153（153）百万円】

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援するとともに、食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートや、食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に係る輸配送費、情報交換会等の開催費等を支援します。

④持続可能な食品流通総合対策事業【3,050（－）百万円の内数】

1. 物流生産性向上推進事業

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等に必要ソフト面の実装や、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器の導入を支援します。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業

新たな食品流通網の構築に必要な中継共同物流拠点の整備を支援します。

【お問い合わせ先】	（①、②の事業）	消費・安全局消費者行政・食育課	（03-6744-1971）
	（③の事業）	大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	（03-6744-2066）
	（④の事業）	食品流通課	（03-3502-5741）